



人材の確保と  
定着をサポート!

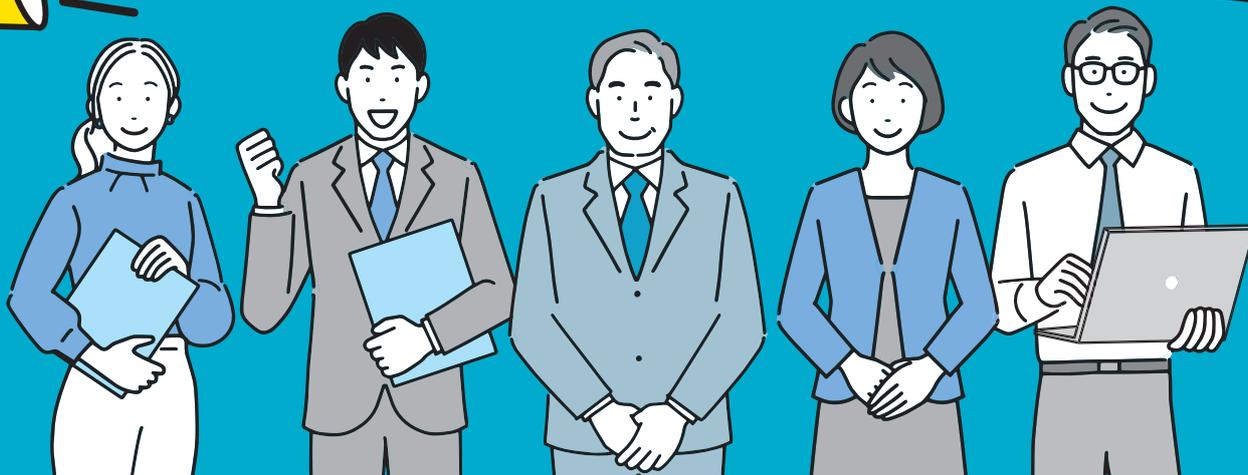
# 特定退職金 共済制度

新企業年金保険ご加入のご案内

安心・安全な  
積立制度で従業員の  
退職金準備ができます。

従業員の  
未来のために!

今から  
備えよう!



「賃金の支払の確保等に関する法律」により、退職金制度を導入している事業主は、退職金財源確保のための方策を特別に講じるよう努力することが義務づけられています。

 姫路商工会議所  
The HIMEJI Chamber of Commerce and Industry

## 制度の特長

- 1 退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- 2 この制度を採用することにより、中小企業でも安定した退職金制度が容易に確立できます。
- 3 月々、定額の掛金を支払うことにより、将来の退職金を計画的に準備できます。
- 4 事業主が負担するこの制度の掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。  
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)  
しかも従業員の給与所得にもなりません。(所得税法施行令第64条)
- 5 従業員の過去勤務期間を制度加入後の期間と通算することができます。  
この場合は、基本掛金の他に過去勤務掛金を払込んでいただきます。  
※詳しくは、「過去勤務期間の通算取扱い」の項をご覧ください。
- 6 この制度は、勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が認められます。他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- 7 この制度を採用することにより、法律で定められた退職金支払いのための  
保全措置が講ぜられます。(賃金の支払の確保等に関する法律第5条)
- 8 この制度の掛金は、生命保険会社に運用を委託しております。

## 掛 金

### 基本掛金月額

従業員1人につき1口(1,000円)から  
最高30口(30,000円)まで加入できます。

※適正な退職金額および掛金でご加入ください。  
※「掛金」には、1口につき30円の制度運営事務費が含まれております。

### 口数の増加

基本掛金月額の範囲で増口できます。

### 過去勤務掛金

従業員1人につき最高30口まで加入できます。  
通算期間ごとに定められた〔表3〕により計算した  
「過去勤務掛金」を払込んでいただきます。

### 掛金の運用

納付いただいた掛金から制度の運営に必要な事務経費(1口につき月額30円)を控除して、姫路商工会議所がアクサ生命保険株式会社を事務幹事会社として締結した新企業年金保険契約にもとづき、アクサ生命保険株式会社および大同生命保険株式会社・住友生命保険相互会社・第一生命保険株式会社・日本生命保険相互会社に委託します。

#### ご加入に際して必ずご確認ください

- 「掛金」は、全額事業主負担になります。
- 従業員の「加入同意」ならびに加入後の従業員への「加入通知」が定められています。
- 「退職一時金」「退職年金」「解約手当金」などの給付金は、すべて姫路商工会議所から直接、従業員に支払われます。
- 「解約」する場合は、加入者全員の「解約同意書」が必要です。  
経済情勢または引受保険会社の予定利率の変動等により、給付額表および過去勤務掛金月額表が改訂されることがあります。予めご承知ください。

# 給付金

## この制度からの給付金は、いずれか一つです。

給付金は、受取人名義の銀行口座へ姫路商工会議所が振込みます。

事業主には税法上いかなる場合にもお支払いできません。(所得税法施行令第73条)

### 退職一時金

1

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職一時金が支払われます。

### 退職年金

3

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職し、年金を希望したとき、退職年金が10年間支払われます。  
※年金の受給期間中に死亡したとき、残余期間分の年金は、遺族に支払われます。  
※年金月額が10,000円未満の場合は、一時金でお支払いします。

### 遺族一時金

2

加入従業員(被共済者)が死亡退職したとき、遺族一時金が遺族に支払われます。  
(退職一時金に、基本掛金1口につき10,000円を加算した額)  
※遺族とは、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

### 解約手当金

4

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金が加入従業員に支払われます。  
解約手当金の給付額は、退職一時金の給付額と同一になります。  
※解約する場合には、加入従業員(被共済者)全員の「解約同意書」が必要です。

【表1】 退職一時金・遺族給付金および退職年金月額表(掛金月額1口1,000円について)

(単位:円)

加入期間	掛金累計	退職一時金額	遺族一時金額	年金月額
1年	12,000	11,430	21,430	-
2年	24,000	22,910	32,910	-
3年	36,000	34,460	44,460	-
4年	48,000	46,060	56,060	-
5年	60,000	57,720	67,720	-
6年	72,000	69,440	79,440	-
7年	84,000	81,220	91,220	-
8年	96,000	93,060	103,060	-
9年	108,000	104,950	114,950	-
10年	120,000	116,910	126,910	999
11年	132,000	128,930	138,930	1,102
12年	144,000	141,000	151,000	1,205
13年	156,000	153,140	163,140	1,308
14年	168,000	165,330	175,330	1,413
15年	180,000	177,590	187,590	1,517
16年	192,000	189,910	199,910	1,623
17年	204,000	202,290	212,290	1,728
18年	216,000	214,730	224,730	1,835
19年	228,000	227,240	237,240	1,941
20年	240,000	239,800	249,800	2,049
25年	300,000	303,590	313,590	2,593
30年	360,000	368,980	378,980	3,152
40年	480,000	504,770	514,770	4,312

【注】1.年の途中で退職または死亡したときは、月単位で計算された額が支払われます。

2.年金月額は、概算ですので変動することがあります。

3.年金月額10,000円以下の場合、一時金の取扱いとなります。

4.年金は、3カ月分とりまとめて年4回(3月、6月、9月、12月)当該支払月の前月までの分を支払います。

5.給付額は商工会議所特定退職金共済規約にもとづく金額であり、将来の経済情勢または引受保険会社の予定利率の変動等により改訂されることがあります。

## 税務と経理処理について

- 事業主が負担した「掛金」は、全額損金または、必要経費に「特定退職金共済掛金」として計上します。(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)
- 加入者が受取る「退職一時金」は、退職所得として「退職所得控除」が受けられます。(所得税法第30条、同法施行令第72条)
- 遺族が受取る「遺族一時金」は、相続財産となります。(相続税法施行令第3条、同法第12条)
- 「退職年金」は、雑所得として公的年金等の控除が受けられます。(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)
- 「年金」開始後に、残余の年金原価を一時金で受取る場合は、退職所得となります。(所得税基本通達法第30条の4)
- 「解約手当金」および本制度の要件に違反して受取る一時金は、一時所得となります。(所得税法施行令第76条)

# 制度の取扱い

## 契約できる事業主（共済契約者）

姫路商工会議所の地区内で事業を営む事業主（事業所）であれば、契約できます。

## 加入できる従業員（被共済者）

- ①年齢満15歳以上、満85歳未満の従業員
- ②従業員給与部分を受ける使用人兼務役員  
但し、該当する兼務役員は全員加入します。  
加入に際しては、顧問税理士にご確認ください。
- 加入させる場合には、全従業員を加入させてください。  
（任意包括加入）
- 加入時に事業主は、従業員の同意を得てください。

なお、様々な部署等で継続的に就労することが期待されることのない（又は少ない）次のような方は、原則として加入させなくてもさしつかえありません。

- ①期間を定めて雇われている方
- ②季節的な仕事のために雇われている方
- ③試用期間中の方
- ④非常勤の方
- ⑤パートタイマーのように労働時間の特に短い方
- ⑥休職中の方

## 加入できない従業員

- ①年齢満15歳未満
- ②個人事業主
- ③個人事業主と生計を一にする親族
- ④法人の役員（使用人兼務役員を除く）  
（注）加入後、役員に就任した場合には、すみやかに脱退の手続きをおとりください。
- ⑤他の「特定退職金共済団体」の被共済者（加入者）

## 加入申込の手続き（毎月加入取扱）

- ①所定の「特定退職金共済制度 退職金共済契約申込書」により取扱保険会社を通じて、毎月20日までに姫路商工会議所へ申込んでください。期日後に申込まれたときは、加入日（効力発生日）も遅れます。  
※申込書内の「被共済者同意印」は、必ず押印ください。
- ②掛金の払込金融機関を「預金口座振替 掛金・保険料口座振替申込書」にて、①の申込書とあわせて申込んでください。

## 掛金の払込方法

- ①ご指定の金融機関の預金口座より、翌月分の掛金を毎月22日に口座振替にて収納します。
- ②掛金が振替不能のときは、翌月に2ヶ月分を振替請求します。

## 効力発生日（加入日）

- ①毎月20日までに契約申込書が  
姫路商工会議所に到着した場合・・・翌々月1日
- ②毎月21日以降月末までに契約申込書が  
姫路商工会議所に到着した場合・・・翌々々月1日

※加入の流れ（4月1日加入の場合）



## 被共済者証の発行

ご加入事業所に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

## 各種変更の手続き

事業所名・代表者・所在地・電話番号の変更が生じたときは「事業所データ変更連絡書」、加入者の氏名・生年月日等の変更や訂正が生じたときは「変更訂正通知書」、掛金の払込金融機関および預金口座に変更が生じた場合は、「預金口座振替 掛金・保険料口座振替申込書」を姫路商工会議所より送付しますので、ご連絡ください。

## 口数の変更手続き

増口・減口される場合は、姫路商工会議所へお申し出ください。

- 増口の場合  
「口数増額申込書」をご提出ください。
- 減口の場合  
事前に「加入口数減口依頼書および同意書」を送付し、ご提出いただけます。その後「口数減額申込書」をご提出ください。

## 退職一時金・退職年金の請求

- ①所定の「退職通知書兼給付金請求書」を姫路商工会議所へ直接ご請求ください。
- ②退職年金を希望される場合は、別途「第1回年金請求書」が必要となります。

## 中途解約の手続き

やむを得ず解約される場合は、姫路商工会議所へお申し出ください。事前に「解約申出書および同意書」を送付し提出していただけます。その後、解約通知書兼解約手当金請求書を送付します。

# 過去勤務期間の通算取扱い

●このお取扱いは、  
新規加入する事業所のご契約時、1回限りとなります

「特定退職金共済制度」を採用する場合、従業員の中には既に、長期勤続されている方や中途入社の方などが在籍しており、将来の退職予定年限までの期間が短いため、本制度の「基本掛金」だけでは、退職一時金を積立てきれない場合があります。また、「加入積立基準」として、「基本掛金月額(口数)」を用いた場合なども、同様に積立てきれないことがあります。これらの不足額を補う手段として、従業員個々の過去の勤務年数を活用して別途「過去勤務掛金」を算定し、「基本掛金」と同時に納付して積立てを早めるものです。

## 通算の申し出

事業主のもとで、1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間(以下「過去勤務通算期間」といいます)10年を限度として、制度加入後の加入期間と通算することができます。所定の「過去勤務期間通算制度契約申込書」に記載し、お申込ください。

## 過去勤務通算期間

10年間の限度となります。  
(1年未満の端数月は切捨て、年単位とします)

## 過去勤務通算月額(口数)

30口を限度とし、「基本掛金月額(口数)」の範囲内で加入従業員(被共済者)ごとに決めていただきます。  
(「過去勤務通算月額(口数)」は変更できません)

## 過去勤務掛金

過去勤務掛金の額は、加入従業員(被共済者)の「過去勤務通算期間」と所得税法施行令で定める「過去勤務通算期間」に対応する償却期間ならびに〔表2〕の「過去勤務掛金月額表」により、30口を限度に算出してください。

### 過去勤務通算期間に対応する償却期間

過去勤務通算期間	払込期間
1年	12カ月(1年)
2年	24カ月(2年)
3年	36カ月(3年)
4年	48カ月(4年)
5年～10年(限度)	60カ月(5年)

〔表2〕

過去勤務掛金月額表(過去勤務通算月額(口数)1口について)

(単位:円)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
過去勤務掛金月額	1,010	1,010	1,020	1,020	1,030	1,240	1,450	1,660	1,870	2,080

〔注〕償却期間終了前に、定年等により退職することが明らかな加入従業員(被共済者)については、事前に姫路商工会議所にご照会ください。

## 給付金支払の特例

- 加入従業員が過去勤務掛金の払込み(償却)完了前に退職または死亡した場合は、過去勤務掛金の払込期間に応じて計算した金額と基本掛金の払込期間に応じて計算した金額の合計額が「退職一時金」または「遺族一時金」として支払われます。
- 加入従業員が過去勤務掛金の払込み(償却)完了後に退職または死亡した場合は、過去勤務通算期間を加算した期間に応じた〔表1〕の「退職一時金」または「遺族一時金」が支払われます。また、過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上の場合は、「退職一時金」に代えて〔表1〕の「退職年金」を10年間支払うこともできます。

# 中小企業のモデル退職金(退職一時金と退職年金の併用)

(単位:円)

勤務年数	高 校 卒			大 学 卒		
	年齢	自己都合	会社都合	年齢	自己都合	会社都合
10年	28	993,000	1,329,000	32	1,243,000	1,708,000
15年	33	1,952,000	2,502,000	37	2,480,000	3,165,000
20年	38	3,276,000	3,928,000	42	4,084,000	4,944,000
25年	43	4,987,000	5,827,000	47	6,137,000	7,281,000
30年	48	6,835,000	7,792,000	52	8,089,000	9,416,000

## 制度の運営

- この制度は姫路商工会議所が下記の生命保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営されます。したがって、お申し込みの契約については引受生命保険会社の「新企業年金保険普通保険約款」および「新企業年金保険遺族年金特約」が準用されます。

※特定退職金共済「規約」の第20条(契約の解除)により共済契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。  
(ご契約に際しましては、必ず特定退職金共済「規約」をご確認ください。)

- この制度は下記引受生命保険会社に委託しております。  
引受生命保険会社名の後に記載されている数値は、2024年6月1日現在の引受割合です。  
各社の募集実績等により決定した割合に応じて運営されます。
- この制度は、その運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

## 個人情報の取扱いについてのお知らせ

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱います。

- ①被共済者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)および共済契約者の個人情報(氏名、住所、口座情報等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から姫路商工会議所(以下、「商工会議所」という。)に提供されます。
- ②商工会議所は共済契約者から提供された共済契約者および被共済者についての個人情報を特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・ご提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、商工会議所が本制度運営のために新企業年金保険契約を締結している生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)に提供します。
- ③生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、またこの目的の範囲内で商工会議所、他の共同取扱会社および本人が所属する加入事業所に提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き商工会議所および生命保険会社においてそれぞれ上記①②に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤新企業年金保険の引受保険会社に変更された場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

## 引受生命保険会社および引受割合 (2024年6月1日現在)

【幹事会社】 アクサ生命保険株式会社(61.7%)

住友生命保険相互会社(1.4%)

第一生命保険株式会社(1.6%)

大同生命保険株式会社(35.0%)

日本生命保険相互会社(0.3%)

(50音順)

## 掛金口座振替取扱金融機関 (2024年8月1日現在)

・姫路信用金庫 ・兵庫信用金庫 ・播州信用金庫 ・西兵庫信用金庫 ・但陽信用金庫 ・但馬信用金庫  
・三井住友銀行 ・みなと銀行

この制度についてのお問い合わせは

## 姫路商工会議所 会員サービス担当

〒670-8505 姫路市下寺町43

Tel.079-223-6552 <https://www.himeji-cci.or.jp>

●引受生命保険会社連絡先